

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和元年5月31日

東近江市議会議長

大橋保治様

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 市木 徹

会議案第 1 号

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 5 月 3 1 日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 市 木 徹

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例

東近江市議会委員会条例（平成 1 7 年東近江市条例第 2 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「保険年金課」の次に「及び保険料課」を加える。

第 2 9 条第 3 項中「第 2 8 条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。